

# 工事成績評定要領の改訂について

島根県 土木部 技術管理課

工事品質管理スタッフ

## 1. 島根県建設工事成績評定要領 改正の流れ

### 平成18年4月改正

- ・国土交通省工事成績評定要領に準じて制定

### 平成20年6月1日一部改正

- ・公表規定を追加改正  
通知した工事成績評定内容を、閲覧による方法により公表

### 平成22年4月1日改正

- ・平成18年度から3年間の評定結果に基づき、今回、工事目的物の品質を重視するとともに、よりきめ細かな評定が行われるように、評点配分及び考査項目の見直し
- ・適用：平成22年4月1日以降入札公告する工事から適用

## 2. 島根県建設工事成績評定要領 改正の概要(1)

### I. 採点表（評点配分）の見直し

#### ① 評定段階の細分化

- ・ 5段階から7段階に評価区分を細分化

《現行》

a	b	c	d	e
+15.0	+7.5	0	-12.5	-25.0

細分化  
(緩和、平準化)

《改正》

A	a	B	b	c	d	e
+15.0	+11.3	+7.5	+3.8	0	-12.5	-25.0

(事例) 検査員 品質

#### ② 考査項目の名称変更

- ・ 「高度技術」→「工事特性」に変更するとともに、監督員評価から総括監督員評価に変更
- ・ 厳しい自然条件、地盤条件、都市部等の作業環境、社会条件、構造物の特殊性、特殊な技術、長期工事における安全確保等への対応を評価
- ・ より広い視野からの評価となるように、評定者を総括監督員へ変更

#### ③ 考査項目の追加

- ・ 総合評価技術提案の履行・不履行の判定欄を追加

#### ④ 評定点配分の見直し

- ・ 履行することが極めて一般的となり、得点差の生じない項目の配分を減じ、工事目的物の品質や出来形などの配分を高める

### 3. 島根県建設工事成績評定要領 改正の概要(2)

#### II. 考査項目別運用表の見直し

##### ⑤評価対象項目の項目追加、記載内容の見直し

- ・ 評価対象項目は設計図書に規定された履行することが当たり前である項目  
評価対象項目が少ない工種では、きめ細かく評価できるよう項目を追加  
評価対象項目のポイントを明らかにし、適切な評価となるよう既存の評価対象項目の記述を見直し  
(国を参考に島根県工事に適用しやすいように評価内容を一部見直す)

##### ⑥評価対象工種を新設(5工種)

落石防護工事(道路防災関係)、電線共同溝工事、二次製品水路工事  
ため池工事、ほ場整備工事

##### ⑦維持修繕工事等の評定の見直し

- ・ 出来形、品質の管理対象工事内容が無い場合で、適切な評価が困難と考えられる場合、評定の省略について整理

事例) 「除草や伐木のための工事」「既存施設の部品交換のための工事」  
「土砂取り除きのための工事」「解体のための工事」

- ・ 評価対象項目の「任意設定」を見直して、新たに評価対象項目を設定  
よりきめ細やかな評定ができるように改善

## 4. 国土交通省の動向

### 《参考》

### 国土交通省

【請負工事成績評定要領の運用の一部改正】

平成21年4月1日改正

### ◆主な改訂内容

- (1) 評定段階の細分化
- (2) 考査項目の名称変更
- (3) 総合評価方式の「技術提案」の確認項目の追加
- (4) 評定配分の見直し
- (5) 評価対象項目の記載内容追加、見直し

# 5. 採点表の改訂ポイント

**ポイント1**  
 評価段階の細分化  
 (5段階評価から7段階評価に細分化)

**ポイント2**  
 名称変更  
 「高度技術」→  
 「工事特性」に変更  
  
 評価者の変更  
 「監督員」→  
 「総括監督員」に変更

**ポイント3**  
 技術提案の履行確認  
 評価を総括監督員が行う

**ポイント4**  
 評定点配分の見直し

様式 第1号		工事成績採点表 (竣工・部分引渡し・中間)																									
		所轄事務所:																									
工事名		検査年月日					平成99年99月99日					請負金額(最終)					999,999,999,999 円										
請負者名		工期					平成99年99月99日 - 平成99年99月99日					完成年月日					平成99年99月99日										
考査項目	項目	監督員及び主任監督員					総括監督員					検査員(部分引渡し・中間)					検査員(竣工)										
		職氏名 印	職氏名 印	職氏名 印	職氏名 印	職氏名 印	職氏名 印	職氏名 印	職氏名 印	職氏名 印	職氏名 印	職氏名 印	職氏名 印	職氏名 印	職氏名 印	職氏名 印	職氏名 印	職氏名 印	職氏名 印	職氏名 印							
項目	細別	a	b	c	d	e	A	a	B	b	c	d	e	A	a	B	b	c	d	e	A	a	B	b	c	d	e
1. 施工体制	. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																					
	. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																					
2. 施工状況	. 施工管理	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0								+5.0	+3.8	+2.5	+1.3	0	-7.5	-15.0	+5.0	+3.8	+2.5	+1.3	0	-7.5	-15.0
	. 工程管理	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0	+5.0	+3.8	+2.5	+1.3	0	-7.5	-15.0														
	. 安全対策	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15.0														
	. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																					
3. 出来形及び出来ばえ	. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+11.3	+7.5	+3.8	0	-12.5	-25.0	+15.0	+11.3	+7.5	+3.8	0	-12.5	-25.0
	. 出来ばえ													+5.0	+2.5	0	-5.0			+5.0	+2.5	0	-5.0				
4. 工事特性	. 施工条件等への対応	4																									
5. 創意工夫	. 創意工夫	4																									
6. 社会性等	. 地域への貢献等	4																									
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		0.0 点					0.0 点					0.0 点					0.0 点										
評定点(6.5+加減点合計)		3					0.0 点					0.0 点					0.0 点										
評定点計		5					0.00 点					0.0 点					0.0 点										
7. 法令遵守等(技術提案減点評価を含む)		4, 6					-					0 点															
評定点合計		7					0 点					0 点															
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認	8																									
所見 (9)		(監督員及び主任監督員)					(総括監督員)					(検査員)															

1 「4. 工事特性」は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、担当部長(又は事業所長等)との協議をもって行い、加減点評価のみとする。評価すべき事項が無い場合はc欄の数値を選択する。  
 また、「5. 創意工夫」及び「6. 社会性等」の評価についても、担当部長(又は事業所長)との協議をもっておこない、加減点評価のみとし、評価すべき事項が無い場合はc欄の数値を選択する。  
 2 「5. 創意工夫」は、企業の工夫やノウハウに関して特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。  
 3 65点+(1~3.の評定(加減点合計)+(4~6.の評定(加減点合計))) = 評定点  
 各評価者の評定点( )は小数第1位まで記入する。  
 4 4.5.6.は加減点評価のみとする。また、「7. 法令遵守等」は、減点評価のみとする。  
 5 中間検査がなかった場合は、評定点計 = \*0.3+ \*0.2+ \*0.5とする。中間検査があった場合は、評定点計 = \*0.3+ \*0.2+ \*0.2+ \*0.3(中間検査が2回以上の場合は平均値)とする。  
 6 部分引渡し検査は、検査員のみが評定し、中間検査と同様の取り扱いとする。従って、部分引渡し検査1回、中間検査1回の場合もその平均値とする。点数は、小数点以下2位まで記入する。  
 7 「7. 法令遵守等」の評価は、担当部長(又は事業所長等)との協議をもって行い、減点評価のみとする。 総合評価方式により入札を行った工事で減点を課す場合は、この項目の評価において反映させる。  
 8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。  
 9 「8. 総合評価技術提案」は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。  
 9 所見は必ず記載すること。  
 10 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員、総括監督員が行う。

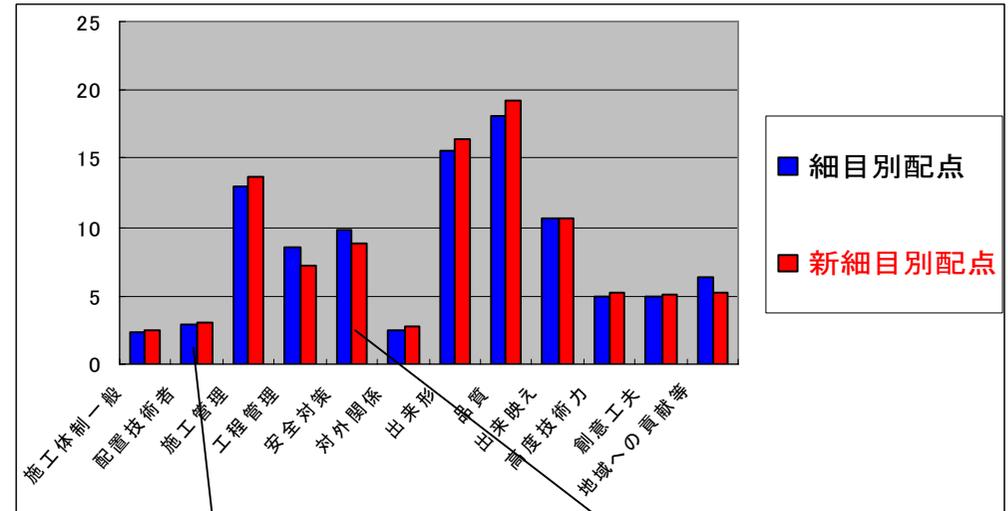
## 6. 採点表の改訂ポイント

### ④ 評価配分点の見直し

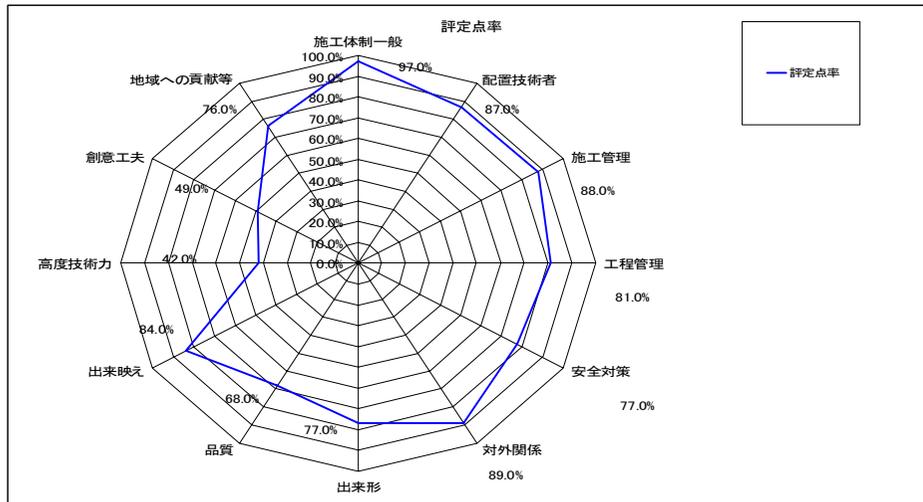
- ・ 履行することが極めて一般的となり、得点差の生じない項目の配分を減じ、工事目的物の品質や出来形などの配分を高める

H20完成工事成績(工事種別項目別評定率)

評価項目	細別	評定率	細目別得点	細目別配点	新細目別配点
1. 施工体制	施工体制一般	97.0%	2.33	2.40	2.45
	配置技術者	87.0%	2.49	2.85	3.05
2. 施工状況	施工管理	88.0%	11.44	13.00	13.65
	工程管理	81.0%	6.94	8.55	7.25
	安全管理	77.0%	7.62	9.85	8.90
	対外関係	89.0%	2.27	2.55	2.75
3. 出来形及び出来映え	出来形	77.0%	12.05	15.65	16.45
	品質	68.0%	12.40	18.15	19.25
	出来映え	84.0%	8.98	10.70	10.70
4. 高度技術	高度技術力	42.0%	2.09	4.95	5.20
5. 創意工夫	創意工夫	49.0%	2.41	4.95	5.15
6. 社会性	地域への貢献等	76.0%	4.86	6.40	5.20
工事評定点			75.90	100.00	100.00



【全体】



#### 配分点が高くなる項目

- ・ 配置技術者
- ・ 施工管理
- ・ 対外関係
- ・ 出来形
- ・ 品質
- ・ 高度技術(工事特性)
- ・ 創意工夫

#### 配分点が下がる項目

- ・ 工程管理
- ・ 安全対策
- ・ 地域への貢献等

## 7. 考査項目別運用表の見直し(1)

### ⑤評価対象項目の項目追加、記載内容の見直し

- ・評価対象項目は設計図書に規定された履行することが当たり前である項目  
 評価対象項目が少ない工種では、きめ細かく評価できるよう項目を追加  
 評価のポイントを明らかにして、適切な評価となるよう既存の評価対象項目の記述を見直し  
 (国を参考に島根県工事に適用しやすいように評価内容を一部見直す)

#### (1) 項目の追加

- ・評価対象項目数を増やすことにより、該当する評価項目数による「評価値」を基準とする方法に改正し、評価の改善を図る

項目数

項目	細別	監督員 主任監督員		総括監督員		検査員	
		現行	改正	現行	改正	現行	改正
1.施工体制	I.施工体制一般	6	11	—	—	—	—
	II.配置技術者	8	9	—	—	—	—
2.施工状況	I.施工管理	10	11	—	—	10	13
	II.工程管理	6	9	0	7	—	—
	III.安全対策	7	9	0	7	—	—
	IV.対外関係	6	6	—	—	—	—
3.出来形及び 出来ばえ	I.出来形	—	—	—	—	4	6
	II.品質	—	—	—	—	7	14
	III.出来ばえ	—	—	—	—	6	6

検査員の「品質」、「出来ばえ」はコンクリート構造物で代表

検査員【品質】評価対象項目(のべ項目数)概要

工種	現行	改正	工種	現行	改正
1.コンクリート構造物	10	15	2.土工事	7	14
3.護岸・根固め・水制工	7	17	4.鋼橋	7	21
5.砂防・治山・地すべり	16	28	6.舗装	12	16
7.法面	14	31	8.基礎工	8	18
9.海岸	6	11	10.港湾	6	26
11.コンクリート橋	16	20	12.塗装	5	10
13.トンネル	8	18	14.植栽	6	9
15.防護柵・標識・区画線等	3	19	16.落石防護	0	11
17.ほ場整備	0	28	18.ため池	0	12
19.二次製品水路整備	0	8	20.電線共同溝	0	10
21.維持修繕	4	8	22.機械設備	8	11
23.電気設備	6	11	24.通信・受変電設備	6	11
25.上記以外・合併	5	8	建築	7	0
			合計	167	391

## 8. 考査項目別運用表の見直し(2)

### (2) 記載内容の見直し

事例) 『監督員』 【施工体制一般】

#### 《 現 行 》

細 別	a	b	c
・施工体制一般		施工体制が適切である	他の事項に該当しない
<p>「評価対象項目」 対象 評価</p> <p> <input type="checkbox"/> 工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。品質証明では品質証明員とその資格が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。  <input type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。  <input type="checkbox"/> 施工体制台帳、施工体系図が整備され施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。請負代金内訳書及び工程表が契約後7日以内に提出されている。  <input type="checkbox"/> 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書が提出されている。                 </p> <p>対象項目は、類似事項・共通仕様書・建設業法の主旨により評価する。</p> <p>                     該当項目が80%以上・・・・・・ b                      該当項目が60以上80%未満・・・・ c                      該当項目が60%未満・・・・・・ d                 </p>			

工事カルテや請負代金内訳書に関する評価項目は、配置技術者の項へ統合

1. 品質証明に係る評価内容を明確化

3. 施工体制台帳評価ポイントを明確化

4. 7. 8. 評価項目を細分化

6. 元請けの評価ポイントを明確化

#### 《 改 定 》

細 別	a	b	c
・施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない
<p>「評価対象項目」 対象 評価</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。</li> <li>建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。</li> <li>作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。</li> <li>施工計画書を、工事着手前に提出している。</li> <li>現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。</li> <li>元請けが、施工期間を通して自社または下請の施工について作業成果を検査している。</li> <li>施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。</li> <li>通常打合せ協議の対応や緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</li> <li>工場製作期間における技術者を適切に配置している。</li> <li>製作工場における社内検査態勢（規格値の設定や確認方法等）を整えている。</li> <li>その他（理由： ）</li> </ol> <p>判断基準</p> <p>                     評価値が90%以上・・・・・・ a                      評価値が80%以上90%未満・・・・ b                      評価値が80%未満・・・・・・ c                 </p>			

9. 10. 工場制作がある場合に関して項目を追加

11. 任意評価項目を「その他」として追加

# 9. 考査項目別運用表の見直し(3)

事例) 『監督員』 【創意工夫】

《 改 定 》

考査項目		細 別	創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)	(監督員及び主任監督員)
5. 創意工夫 【軽微なもの】	創意工夫 キーワード評価	準備・後片づけ関係	1. 測量・位置出しにおける工夫 2. その他 (理由: )	
		施工関係	3. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整に関する工夫 4. コンクリート二次製品の利用等の代替材の利用に関する工夫 5. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 6. 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法に関する工夫 7. 設備工事における、加工や組立等又は、電気工事における配線や配管等に関する工夫 8. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎに関する工夫 9. 照明などの視界の確保に関する工夫 10. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 11. 運搬車両・施工機械等に関する工夫 12. 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工版、山留め等の仮設工に関する工夫 13. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 14. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 15. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 16. ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事(本項目は2点加点とする) 17. 特殊な工法や材料を用いた工事 18. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事	
+ 点	記述評価 【レマークを付した キーワード項目につ いて、評価内容を詳 細に記述】	品質関係	19. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 20. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 21. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 22. 配筋・溶接作業等に関する工夫	各項目1点、各キーワード2点
		安全衛生関係	23. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している 24. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 25. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 26. 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫 27. 有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 28. 一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫 29. 厳しい作業環境の改善に関する工夫 30. 環境保全に関する工夫	
		その他	31. その他 (理由: ) 32. その他 (理由: )	特に評価すべき内容について加点点評価。  総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価はしない。 総合評価方式の「技術提案」と二重評価はしない。
		【創意工夫の詳細評価】		

1. 創意工夫においては、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき内容があれば加点点評価する。
2. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
3. 総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。また、総合評価方式における「技術提案」との二重評価が無いように厳に注意すること。
4. 評価の対象は、当該工事契約期間内とする。

# 10. 考査項目別運用表の見直し(4)

## 事例) 『総括監督員』【工程管理】

### 《 現 行 》

細 別	a	b	c	d	e
工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 他工事との調整・時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず、余裕(10日以前)をもって工期内に工事を完成させた。…………… a</li> <li><input type="checkbox"/> 他工事との調整・時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず、工期を遵守した。…………… b</li> <li><input type="checkbox"/> 適切な工程管理のもと、余裕(工期の10日以前)をもって工期内に工事を完成した。…………… b</li> <li><input type="checkbox"/> 適切な工程管理のもと、工期内に工事を完成した。…………… c</li> </ul> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 工程管理がやや不備である。…………… d</li> <li><input type="checkbox"/> 工程管理が不備である。…………… e</li> </ul>				

工程管理について、  
工期短縮日数指標による評価を廃止

総括監督員は、工期全体を通して工程管理の評価を行う視点に改正

評価項目の記載内容を明確化

### 《 改 定 》

細 別	A	a	B	b	c	d	e
工程管理	優れている	Bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	<p>[評価対象項目]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</li> <li>2.地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</li> <li>3.工程管理を適切に行ったことにより、休日工事や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</li> <li>4.工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。</li> <li>5.工期内に工事を完成した。</li> <li>6.災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</li> <li>7.その他 (理由: )</li> <li>8.工程管理がやや不備である。(理由: )</li> <li>9.工程管理が不備である。(理由: )</li> </ol> <p>判断基準(上記のうち1~7に関して)</p> <p>該当項目数が5以上…………… A 工程管理がやや不備である…………… d            該当項目数が4以上…………… a 工程管理が不備である…………… e            該当項目数が3以上…………… B            該当項目数が2以上…………… b            該当項目数が1以下…………… c</p> <p>上記1~9の該当項目を総合的に判断して、A~e評価を行う。</p>						

該当項目数による総合的評価に改正

# 11. 考査項目別運用表の見直し(5)

## 事例) 『総括監督員』 【工事特性】 (1/2ページ)

:キーワード、:項目		(総括監督員)	
考査項目	細 別	対 応 事 項	【事例】 具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	. 施工条件等への対応	<b>厳しい自然・地盤条件への対応</b> (1)特殊な地盤条件への対応が必要な工 (2)雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件が大きい工事 (3)急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 (4)動植物等の自然環境の保全に特に配慮が必要な工事 (5)その他 理由: _____	(1.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎等に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (2.について) ・遡水、遡海又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業橋台等を設置した工事。 (3.について) ・急峻な地形のため、作業橋台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、糸綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (4.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (5.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		<b>都市部等の作業環境、社会条件への対応</b> (6)地盤の変形、近接構造物、地中埋設に配慮する工事 (7)周辺環境条件により、作業条件、工な影響を受ける工事 (8)周辺住民等に対する騒音・振動を特工事 (9)現道上での交通規制に大きく影響する工事 (10)緊急時に対応が特に必要な工事 (11)施工箇所が広範囲にわたる工事 (12)その他 理由: _____	(6.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をワンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (7.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (8.について) ・市街地での夜間工事。 ・D・D地区での工事。 (9.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (10.について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (11.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (12.について) ・施工ヤードの広さや高さに制約があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

『工事特性』、『創意工夫』、『社会性等』については、着手前に計画資料を提出し、完了後に実施状況を提出する。

(2/2ページ)

・監督員が評価する「創意工夫」との二重評価はしない。  
 ・総合評価方式における「技術提案」と二重評価はしない。

<b>構造物の特殊性への対応</b> (13)対象構造物の高さ、延長、施工(断面)施工深度等の規模が特殊な工事 (14)対象構造物の形状が複雑であること (15)その他 理由: _____	(13.について) 切土の土工量: 20万m <sup>3</sup> 以上、盛土の土工量: 15万m <sup>3</sup> 以上、護岸・築堤の平均高さ: 10m以上、トンネル(3~4*)の直径: 8m以上、ダム用水門の設計水深: 25m以上、機門又は機管の内空断面高: 15m <sup>2</sup> 以上、揚排水機場の吐出管径: 2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長: 25m以上、堰又は水門の径間数: 3径間以上、堰又は水門の床面積: 50m <sup>2</sup> 以上、トンネル(開削工法)の開削深さ: 20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積: 100m <sup>2</sup> 以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積: 300m <sup>2</sup> 以上、港海防波堤、岸壁、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深: 10m以上、地滑り防止工: 幅100m以上かつ法長150m以上、炭深工の炭深土量: 100万m <sup>3</sup> 以上、流路工の計画高水流量: 500m <sup>3</sup> /s以上、砂防ダムの堤高: 15m以上、ダムの堤高: 150m以上、転流トンネルの流下能力: 400m <sup>3</sup> /s以上、橋梁下部工の高さ: 30m以上、橋梁上部工の最大支間長: 100m以上 (14.について) ・切土の土工量、盛土の土工量、護岸・築堤の平均高さ、トンネル(3~4*)の直径、ダム用水門の設計水深、機門又は機管の内空断面高、揚排水機場の吐出管径、堰又は水門の最大径間長、堰又は水門の径間数、堰又は水門の床面積、トンネル(開削工法)の開削深さ、トンネル(NATM)の内空平均面積、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積、港海防波堤、岸壁、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深、地滑り防止工、幅100m以上かつ法長150m以上、炭深工の炭深土量、100万m <sup>3</sup> 以上、流路工の計画高水流量、500m <sup>3</sup> /s以上、砂防ダムの堤高、15m以上、ダムの堤高、150m以上、転流トンネルの流下能力、400m <sup>3</sup> /s以上、橋梁下部工の高さ、30m以上、橋梁上部工の最大支間長: 100m以上 (15.について) ・防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した構造物の削掘補強工事又は河内内の流水部における構造物の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (16.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
<b>長期工事における安全確保への対応</b> (16)12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事(全面又は一時工事中止した期間は除く) (17)その他 理由: _____	(16.について) ・12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事(全面又は一時工事中止した期間は除く) (17.について) ・その他、長期工事における安全確保への対応が特に必要な工事。
<b>施工現場での対応</b> (18)その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力とし (19)その他 理由: _____	(18.について) ・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力とし (19.について) ・その他、施工現場での対応が特に必要な工事。
評価内容の述懐 【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細に記述】	各キーワード2点

値 +0点

1. 工事特性は、最大10点の加減点とする。加減点は+10点、0点の範囲とし、各キーワード2点とする。
2. 工事特性の評価は、各施工条件等が問題の発生もなく工事目的を達成したと認められる場合に評価する。
3. 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。また、総合評価方式における「技術提案」との二重評価が無いように厳に注意すること。評価に当たっては、監督員・主任監督員の意見も参考にするとともに、担当部長(又は事業所長)との協議をもってこない。加減点のみとし、評価すべき事項が無い場合は0点とする。
4. 評価の対象は、当該工事契約期間内とする。

## 12. 考査項目別運用表の見直し(6)

### 事例) 『総括監督員』【社会性】

考査項目	細 別	
6. 社会性等	・ 地域への貢献等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 (環境への汚濁負荷排出削減、動植物生息環境保全、生物保護など)</li> <li>2. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。</li> <li>3. 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li>4. 地域生活に密着した道路清掃のボランティア活動などを積極的に実施し、地域に貢献した。</li> <li>5. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li>6. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。</li> <li>7. <u>県内の土木・建築事業の発展に貢献している。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 技術講習会等の開催、施工実例等の報告を行っている。</li> <li>2) 新技術・新工法の使用、紹介、その他これに類する技術提案・報告を行っている。</li> </ol> </li> <li>8. その他 (理由:</li> </ol>
	評価	<p>「しまね・ハツ・建設ブランド」に関して、対象工事において該当がある場合は、地域貢献において「7」で評価する。 総合評価方式「技術提案」と二重評価してよい。</p> <p>加点は、1項目2点として、最大10点とする。</p> <p>※5 「しまね・ハツ・建設ブランド」に関しては地域貢献において評価対象とし、総合評価方式「技術提案」と二重評価してよい。</p>
	+0点	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。</li> <li>2. 地域への貢献等は、最大10点の加点評価とする。</li> <li>3. 加点は+10点~0点の範囲とし、<u>1項目2点</u>とする。</li> <li>4. 評価の対象は、当該工事契約期間内および当該工事に関連するものとする。</li> <li>5. 「しまね・ハツ・建設ブランド」に関しては地域貢献において評価対象とし、総合評価方式「技術提案」と二重評価してよい。</li> </ol>		

# 13. 考査項目別運用表の見直し(7)

## 事例) 『総括監督員』【法令遵守】

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																					
7. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td>- 20点</td> </tr> <tr> <td>2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>- 15点</td> </tr> <tr> <td>3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>- 13点</td> </tr> <tr> <td>4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td>- 10点</td> </tr> <tr> <td>5. 文書注意</td> <td>- 8点</td> </tr> <tr> <td>6. 口頭注意</td> <td>- 5点</td> </tr> <tr> <td>7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない）</td> <td>- 3点</td> </tr> <tr> <td>8. 文書による中間検査指示事項の改善が無いもの</td> <td>- 5点</td> </tr> <tr> <td>9. 総合評価方式においてペナルティを課す場合</td> <td>- 0.0点</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	5. 文書注意	- 8点	6. 口頭注意	- 5点	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない）	- 3点	8. 文書による中間検査指示事項の改善が無いもの	- 5点	9. 総合評価方式においてペナルティを課す場合	- 0.0点	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">項目該当なし</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>7. に関して、措置内容の記述を修正 「ヒューマンエラー等軽微なため」→「当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため」に修正</p> </div>
措置内容	点数																					
1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点																					
2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点																					
3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点																					
4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点																					
5. 文書注意	- 8点																					
6. 口頭注意	- 5点																					
7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない）	- 3点																					
8. 文書による中間検査指示事項の改善が無いもの	- 5点																					
9. 総合評価方式においてペナルティを課す場合	- 0.0点																					
	<p>本評価項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。  「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。  「工事関係者」とは、を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。  <u>総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は 9. で減ずる措置を行う。</u></p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</li> <li>2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</li> <li>3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。</li> <li>4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。</li> <li>6. 建設業法に違反する事実が判明した。 EX) 一括下請け、技術者の専任違反等</li> <li>7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</li> <li>8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</li> <li>10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</li> <li>11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</li> <li>12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記載されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</li> <li>15. その他 (理由: )</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>総合評価関係において減点がある場合</p> <p>事例) 技術提案不履行による減点</p> </div>																				

評価の対象は、当該工事契約期間内とする

# 14. 考査項目別運用表の見直し(8)－1

## 事例) 『検査員』 【品質：コンクリート構造物】

### 《 現 行 》

工種	a	b	c	d	e
コンクリート 構造物 工事	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない <input type="checkbox"/> ばらつきが少ない(a) <input type="checkbox"/> ばらつきが少ない(b)  ばらつきの判断は別紙・参照。	<input type="checkbox"/> 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値試験基準を満足せず品質が劣る。	
	<p>【評価対象項目】</p> <p>対象 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 設計図書に基づく適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量等)が確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリート打設時の必要な供試体を採用し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締め時のバウレラの機種、養生方法等、適切に行っている(寒中及び暑中コンクリート等を含む)ことが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 鉄筋の規格がミルトで確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> s<sub>1</sub>・s<sub>2</sub>の材質が適正で、品質が確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> s<sub>1</sub>・s<sub>2</sub>を適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。</li> </ul> <p>試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……………a ばらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度……………b ばらつきが少なく、該当項目が60%程度以下……………c</p> <p><input type="checkbox"/> クラックがある場合、進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。 別図を参照</p> <p>上記該当あれば……………c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値( ) (%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p> </div>		<p>監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p>上記該当あれば……………d</p>	<p>契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。</p> <p>上記該当あれば……………e</p>	

### 《 改 定 》

工種	A	a	B	b	c	d	e																												
コンクリート 構造物 工事	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。&lt;判断基準参照&gt; 「関連基準、鳥根県公共工事共通仕様書(施工管理基準、その他設計図書に定められた試験)」、 ばらつきの判断は資料・1 (1. 管理図の取り扱い)</p> <p>品質は、工事全般を通じて評定するものとする。 品質とは、設計図書に示された工事的目的の規格をいう。 品質管理とは、「鳥根県公共工事共通仕様書 別冊(施工管理基準)2. 品質管理基準」の試験項目、 試験基準及び規格値に基づく品質を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等 については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 後段の協議の結果、品質管理基準を設定しない工事は「c」評価とする。</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。</p>																												
	<p>【評価対象項目】</p> <p>対象 評価</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>2. コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、単位水量等の測定結果が確認できる。</li> <li>3. 強度試験に使用したコンクリート供試体が、ラベル等が添付され当該現場の供試体であることが確認できる。</li> <li>4. 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締め固め方法等が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。)</li> <li>5. コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>6. コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。</li> <li>7. 鉄筋の品質が証明書等で確認できる。</li> <li>8. コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害部が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。</li> <li>9. 鉄筋の組立・加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>10. s<sub>1</sub>・s<sub>2</sub>の品質及び個数が適切で、鉄筋のかぶりが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>11. 鉄筋の圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。</li> <li>12. コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。</li> <li>13. コンクリートのテストハンマーによる強度推定調査が行われ設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>14. コンクリートのひび割れ発生状況調査が行われ進行性又は有害なクラックがない。</li> <li>15. その他 (理由: )</li> </ol> <p>クラックがある場合、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値( ) (%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 ( ) なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>																																		
	<p>判断基準</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>A</td> <td>a</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a</td> <td>B</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>B</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。</p>					評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	A	a	B	B	75%以上90%未満	a	B	b	b	60%以上75%未満	B	b	c	c	60%未満	b	c	c	c		
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
	50%以下	80%以下	80%超																																
90%以上	A	a	B	B																															
75%以上90%未満	a	B	b	b																															
60%以上75%未満	B	b	c	c																															
60%未満	b	c	c	c																															

# 15. 考査項目別運用表の見直し(8)ー2

事例) 『検査員』 【品質：コンクリート構造物】

## 《 現 行 》

## 《 改 定 》

- [評価対象項目]
- 設計図書に基づく適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。
  - コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。
  - コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
  - 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている(寒中及び暑中コンクリート等を含む)ことが確認できる。
  - 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理されている。
  - 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。
  - コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
  - 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。
  - スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。
  - スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。

改正

- [評価対象項目]
- コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が仕様を満足していることが確認できる。
  - コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、単位水量等の測定結果が確認できる。
  - 強度試験に使用したコンクリート供試体が、ラベル等が添付され当該現場の供試体であることが確認できる。
  - 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締め固め方法等が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。)
  - コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
  - コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
  - 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。
  - コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
  - 鉄筋の組立・加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
  - スペーサーの品質及び個数が適切で、鉄筋のかぶりが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
  - 鉄筋の圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
  - コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
  - コンクリートのテストハンマーによる強度推定調査が行われ設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
  - コンクリートのひび割れ発生状況調査が行われ進行性又は有害なクラックがない。
  - その他 (理由: )

新設

・評価対象項目数を増やし、該当する評価項目数による「評価値」を基準とする方法に改めることによって、きめ細かい評価ができるよう改善。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

# 16. 考査項目別運用表の見直し(9)－1

事例) 『検査員』 【品質：防護柵・標識・区画線等設置工事】

《 現 行 》

《 改 定 》

	a	b	c	d	e
防護柵(柵)・標識・区画線等設置工事	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない <input type="checkbox"/> ばらつきが少ない(a)	<input type="checkbox"/> ばらつきが少ない(b)	品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。 <input type="checkbox"/>	品質関係の試験結果が規格値試験基準を越えるものがあり、ばらつきが大きい。 <input type="checkbox"/>	品質関係の試験結果が規格値試験基準を満足せず品質が劣る。 <input type="checkbox"/>
	ばらつきの判断は別紙 - 参照。				
【評価対象項目】 対象 評価	<input type="checkbox"/> 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識(ドブ)等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。 <input type="checkbox"/> ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%程度以下である。 <input type="checkbox"/> 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。		<input type="checkbox"/> 監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。	
	試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が3項目程度以上..... a ばらつきが少なく、該当項目が2項目程度..... b ばらつきが少なく、該当項目が1項目程度以下..... c		上記該当あれば..... d	上記該当あれば..... e	
	当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数				

工種	A	a	B	b	c	d	e																												
防護柵・標識・区画線等設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 「関連基準、島根県公共工事共通仕様書工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ばらつきの判断は資料-1(1.管理図の取り扱い)参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																												
	【評価対象項目】 対象 評価																																		
	1. 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識(ドブ)等の規定を満足していることが確認できる。 2. 防護柵等の床面の仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 3. 防護柵等の基礎の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 4. 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無く施工していることが確認できる。 5. 基礎設置面所について地盤の耐力を把握して、施工していることが確認できる。 6. 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7. ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 8. ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 9. 標識版の製作について、材質、表示文字内容等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 10. 標識版の設置について、道路表面等からの位置が設計図書の規定を満足していることが確認できる。 11. ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 12. 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 13. 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14. 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 15. 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となり、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 16. プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 17. 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 18. その他 (理由: )																																		
	当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 該当項目数( ) / 対象評価項目数( ) なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																		
	判断基準 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>50%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>A</td> <td>a</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a</td> <td>B</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>B</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>							評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	50%以下	80%超	90%以上	A	a	B	B	75%以上90%未満	a	B	b	b	60%以上75%未満	B	b	c	c	60%未満	b	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
	50%以下	50%以下	80%超																																
90%以上	A	a	B	B																															
75%以上90%未満	a	B	b	b																															
60%以上75%未満	B	b	c	c																															
60%未満	b	c	c	c																															
	試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。																																		

# 17. 考査項目別運用表の見直し(9)－2

事例) 『検査員』 【品質：防護柵・標識・区画線等設置工事】

## 《 現 行 》

[評価対象項目]

- 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。
- ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%程度以下である。
- 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。

※試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。

- ※ばらつきが少なく、該当項目が3項目程度以上…………… a
- ※ばらつきが少なく、該当項目が2項目程度…………… b
- ※ばらつきが少なく、該当項目が1項目程度以下…………… c

《適切な評価となるよう評価項目数改善》

防護柵	現 1項目	→	新 10項目
区画線	現 2項目	→	新 7項目

《評価基準改善》

該当評価項目数(評価値)とバラツキにより  
5段階評価 → きめ細かな評価可能

## 《 改 定 》

[評価対象項目]

【防護柵関係、標識関係、区画線関係】

- 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
- 防護柵等の床掘の仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
- 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いように施工していることが確認できる。
- 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
- 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
- ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
- 標識板の製作について、材質、表示文字内容等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 標識板の設置について、道路表面等からの位置が設計図書の規定を満足していることが確認できる。
- ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。
- 区画線の厚さが見本等で設計図書の使用を満足していることが確認できる。
- 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の使用を満足していることが確認できる。
- 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
- 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
- プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
- 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- その他 (理由: )

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	A	a	B	B
	75%以上90%未満	a	B	b	b
	60%以上75%未満	B	b	c	c
	60%未満	b	c	c	c

# 18. 考査項目別運用表の見直し(10)

## ⑥評価対象工種を新設

落石防護工事（道路防災関係）、電線共同溝工事、二次製品水路工事、ため池工事、ほ場整備工事

### 事例) 【落石防護工事】

工種	A	a	B	b	c	d	e																												
落石防護工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> 「関連基準、鳥根県公共工事共通仕様書工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ばらつきの判断は資料・1（1、管理図の取り扱い）参照。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																											
	<p>【評価対象項目】</p> <p>【落石防止柵工関係、落石防止柵工関係】</p> <p>対象 評価</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</li> <li>2. アンカー設置について、設置地山の変位が生じないよう設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>3. 土中用打込アンカーについて、斜面に垂直方向に打込んでいることが確認できる。</li> <li>4. 岩盤用アンカーボルトの充填について、設計図書に基づき確実に施工されていることが確認できる。</li> <li>5. アンカーの強度について、現場施工試験が行われ設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>6. ワイヤロープと金網の連結が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>7. 金網の設置について、重ね幅が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>8. 支柱基礎について、周辺の地盤を緩めることなく、かつ滑動しないよう定着されていることが確認できる。</li> <li>9. 金網の設置について、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないよう施工していることが確認できる。</li> <li>10. 衝撃緩和装置について、設計図書の仕様を満足するよう施工されていることが確認できる。</li> <li>11. その他（理由：）</li> </ol>																																		
<p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                  削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                  評価値(%) = 該当項目数( ) / 対象評価項目数( )                  なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>																																			
<p>判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>A</td> <td>a</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a</td> <td>B</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>B</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。</p>								評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	A	a	B	B	75%以上90%未満	a	B	b	b	60%以上75%未満	B	b	c	c	60%未満	b	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
	50%以下	80%以下	80%超																																
90%以上	A	a	B	B																															
75%以上90%未満	a	B	b	b																															
60%以上75%未満	B	b	c	c																															
60%未満	b	c	c	c																															

現行には工種が無かった。  
新規に工種を設定して適切な評価が可能となるように改善。

### 事例) 【二次製品水路工事】

工種	A	a	B	b	c	d	e																												
二次製品水路整備工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> 「関連基準、鳥根県公共工事共通仕様書工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ばらつきの判断は資料・1（1、管理図の取り扱い）参照。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																											
	<p>【評価対象項目】</p> <p>【道路水路工事関係】</p> <p>対象 評価</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。</li> <li>2. 構造物の施工に当たり、事前に調査し、細部が現場に適合するよう提案していることが確認できる。</li> <li>3. 地下水の湧出に対して適切な処理を行っていることが確認できる。</li> <li>4. 基礎工について材料の品質や締固後の品質が適切であることが確認できる。</li> <li>5. 製品の接続施工等に関して、設計図書の仕様で定められた基準を満足していることが確認できる。</li> <li>6. 水路蓋の設置について、適切な施工が行われかつきなどの発生が無く供用性が良いことが確認できる。</li> <li>7. 埋戻、締固が適切で、路面舗装がある場合は次下による段差や路面排水不良が発生しないよう施工していることが確認できる。</li> <li>8. その他（理由：）</li> </ol> <p>【用・排水路工事（地すべり水路工事を含む）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。</li> <li>2. 現地状況を助察し、施工方法や構造について現場に適合した施工を行っていることが協議記録等で確認できる。</li> <li>3. 地山との取り合わせが適切に行われていることが確認できる。</li> <li>4. 施工基面が平坦に仕上げられていることが確認できる。</li> <li>5. 水路継ぎ目を適切に施工していることが確認できる。</li> <li>6. 水路の埋戻、締固が十分に行われ、地表面に窪み緩みがなく水が水路に適切に入るよう施工されていることが確認できる。</li> <li>7. 地下水の湧出に対して適切な処理を行っていることが確認できる。</li> <li>8. その他（理由：）</li> </ol>																																		
<p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                  削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                  評価値(%) = 該当項目数( ) / 対象評価項目数( )                  なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>																																			
<p>判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>A</td> <td>a</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a</td> <td>B</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>B</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。</p>								評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	A	a	B	B	75%以上90%未満	a	B	b	b	60%以上75%未満	B	b	c	c	60%未満	b	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
	50%以下	80%以下	80%超																																
90%以上	A	a	B	B																															
75%以上90%未満	a	B	b	b																															
60%以上75%未満	B	b	c	c																															
60%未満	b	c	c	c																															

現行には工種が無かった。  
新規に工種を設定して適切な評価が可能となるように改善。

# 19. 考査項目別運用表の見直し(11)

## ⑥評価対象工種を新設

落石防護工事（道路防災関係）、電線共同溝工事、二次製品水路工事、ため池工事、ほ場整備工事

### 事例) 【ほ場整備工事】

工種	A	a	B	b	c	d	e																													
ほ場整備工	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 「関連基準、鳥根県公共工事共通仕様書工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ばらつきは資料-1(1.管理図の取り扱い)参照			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で指示を行い改善された。		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
・整地工 ・進入路 ・用排水 ・道路工 ・暗渠排水	<p>【評価対象項目】 【区画整理工事関係】 対象:評価</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>現場において材料確認を適宜に行っていることが確認できる。</li> <li>営農に支障がないよう仕様書に示す表土厚を確保しながら均平度を保つよう仕上げられていることが確認できる。</li> <li>営農に配慮し、基礎整地において用水側が排水側より高くなるように仕上げられていることが確認できる。</li> <li>土工工事において降雨・降雪等気象条件を考慮した施工が確認できる。</li> <li>湧水の処理が適切に行なわれていることが確認できる。</li> <li>盛土・切土において雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。</li> <li>掘削・盛土法勾配が正確に施工されていることが確認できる。</li> <li>法面に有害なクラックや損傷がない。</li> <li>石塊、雑物等が混入していないことが確認できる。</li> <li>二次製品、管布設の接続、埋戻し等において常に十分な注意を払っていることが確認できる。</li> <li>コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。</li> <li>構造物周辺の締め固め等の処理が適正に行われている。</li> <li>その他 (理由: )</li> </ol> <p>【暗渠排水工事関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>設計図書で定められている品質管理が実施されている。</li> <li>現場において材料確認を適宜に行っていることが確認できる。</li> <li>設計図書に示す条件により実施されている。</li> <li>溝岸の埋戻し等の処理が適切に実施されている。</li> <li>管布設の基礎面、接続、埋戻し等が適切に施工されていることが確認できる。</li> <li>被覆材の投入が設計図書で定められた条件を満足し適切に実施されている。</li> <li>不可視部分が写真等の資料から適切に施工されていることが確認できる。</li> <li>その他 (理由: )</li> </ol> <p>【パイプライン工事関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>設計図書で定められている品質管理が実施されている。</li> <li>現場において材料確認を適宜に行っていることが確認できる。</li> <li>管布設の基礎面、埋戻し等が適切に施工されていることが確認できる。</li> <li>管布設の接続施工等に関して、仕様で定められた基準又は監督員が確認した仕様のとおりに実施されていることが確認できる。</li> <li>管渠において漏水箇所がなく、影響を与えるクラックや変形がない。</li> <li>不可視部分が写真等の資料から適切に施工されていることが確認できる。</li> <li>その他 (理由: )</li> </ol>																																			
	<p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 該当項目数( ) / 対象評価項目数( ) なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> <table border="1"> <caption>判断基準</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="4">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>90%以上</th> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>A</td> <td>a</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a</td> <td>B</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>B</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>試験結果の打点数等が少なくばらつきで判断できない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。</p>						評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能	90%以上	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	A	a	B	B	75%以上90%未満	a	B	b	b	60%以上75%未満	B	b	c	c	60%未満	b	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能																															
	90%以上	50%以下	80%以下	80%超																																
90%以上	A	a	B	B																																
75%以上90%未満	a	B	b	b																																
60%以上75%未満	B	b	c	c																																
60%未満	b	c	c	c																																

現行では、土工の一部に含まれていた。  
新規に工種を設定して適切な評価が可能となるように改善。

### 事例) 【ため池工事】

工種	A	a	B	b	c	d	e																													
ため池工(堤体工)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 「関連基準、鳥根県公共工事共通仕様書工管理基準、その他設計図書に定められた試験」 ばらつきは資料-1(1.管理図の取り扱い)参照			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で指示を行い改善された。		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
・整地工 ・進入路 ・用排水 ・道路工 ・暗渠排水	<p>【評価対象項目】 対象:評価</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>締固めが仕様書に定められた条件を満足していることが確認できる。</li> <li>堤体盛土材が適切に保管管理されていることが確認できる。</li> <li>堤体盛土を適切な含水状態で、又まき出し厚が均一で均等な転厚で施工されていることが確認できる。</li> <li>段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。</li> <li>掘削面以下を乱さないように適切に施工されていることが確認できる。</li> <li>現場において材料確認を適宜に行っていることが確認できる。</li> <li>堤体法面が雨水によるガリ浸食、崩壊が起こらないように排水対策を実施している。</li> <li>現場において材料確認を適宜に行っていることが確認できる。</li> <li>構造物周辺の締め固め等の処理を適切に行っていることが確認できる。</li> <li>遮水シート施工基礎面に凹凸がなく平滑に仕上げられている。</li> <li>遮水シートの重ね幅が確保され、適切に接続されている。</li> <li>その他 (理由: )</li> </ol>																																			
	<p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 該当項目数( ) / 対象評価項目数( ) なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> <table border="1"> <caption>判断基準</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="4">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>90%以上</th> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>A</td> <td>a</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a</td> <td>B</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>B</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>試験結果の打点数等が少なくばらつきで判断できない場合は「ばらつきで判断不能」欄により評価する。</p>						評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能	90%以上	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	A	a	B	B	75%以上90%未満	a	B	b	b	60%以上75%未満	B	b	c	c	60%未満	b	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能																															
	90%以上	50%以下	80%以下	80%超																																
90%以上	A	a	B	B																																
75%以上90%未満	a	B	b	b																																
60%以上75%未満	B	b	c	c																																
60%未満	b	c	c	c																																

現行には工種が無かった。  
新規に工種を設定して適切な評価が可能となるように改善。

## 20. 考査項目別運用表の見直し(12)－1

### ⑥維持修繕工事等の評定の見直し

- 出来形、品質の管理対象工事内容が無い場合で、適切な評価が困難と考えられる場合、評定の省略について整理  
事例) 「除草や伐木のみの工事」「既存施設の部品交換のみの工事」  
「土砂取り除きのみの工事」「解体のみの工事」
- 評価対象項目の「任意設定」を改定して、新たに評価対象項目を設定し、よりきめ細やかな評定ができるように改善

事例) 【維持修繕工事】一道路、河川、砂防、橋梁(上部・下部)等の維持修繕工事

#### 《 現 行 》

維持修繕工事	a	b	c	d	e
	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 <input type="checkbox"/> ばらつきが少ない(a) <input type="checkbox"/> ばらつきが少ない(b)	<input type="checkbox"/> 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値試験基準を満足せず品質が劣る。	
	ばらつきの判断は別紙参照				
	【評価対象項目】		<input type="checkbox"/> 監督職員が改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。	
	<input type="checkbox"/> 理由:				
	<input type="checkbox"/> 理由:				
	<input type="checkbox"/> 理由:				
	<input type="checkbox"/> 理由:				
	試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ばらつきが少なく、該当項目が3項目程度以上・・・・・・・・・・・・・ ばらつきが少なく、該当項目が2項目程度・・・・・・・・・・・・・ ばらつきが少なく、該当項目が1項目程度以下・・・・・・・・・・・・・				
	主たる工種の考査事項で考査し、最大考査項目は4項目とする。				
	当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数				

#### 《 改 定 》

工種	A	a	B	b	c	d	e
維持修繕工事	優れている	Bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。
維持修繕工事	【評価対象項目】						
	1. 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。						
	2. 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。						
	3. 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。						
	4. 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。						
	5. 気象条件(気温、湿度、天候、日照等)に配慮した品質管理計画に基づき施工していることが確認できる。						
	6. 理由:						
	7. 理由:						
	8. 理由:						
道路工、河川・砂防工、橋梁補修・補強工、耐震補強工、落橋防止工、付属物工等	注 記事の5項目を必須の評価対象項目とし、その他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。						
	判断基準						
	該当項目数が6以上・・・・・・・・・・・・・A						
	該当項目数が5以上・・・・・・・・・・・・・a						
	該当項目数が4以上・・・・・・・・・・・・・B						
	該当項目数が3以上・・・・・・・・・・・・・b						
	該当項目数が2未満・・・・・・・・・・・・・c						

## 21. 考査項目別運用表の見直し(12)－2

### 事例) 【維持修繕工事】

#### 《 現 行 》

[評価対象項目]

理由: \_\_\_\_\_

理由: \_\_\_\_\_

理由: \_\_\_\_\_

理由: \_\_\_\_\_

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。

※ばらつきが少なく、該当項目が3項目程度以上…………… a

※ばらつきが少なく、該当項目が2項目程度…………… b

※ばらつきが少なく、該当項目が1項目程度以下…………… c

※主たる工種の考査事項で考査し、最大考査項目は4項目とする。

現行は任意設定項目のみ  
設定数が最大4項目

バラツキが少なく、該当  
項目数から評価できる  
段階が3段階

#### 《 改 定 》

[評価対象項目]

使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。

構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。

監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。

施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。

気象条件(気温、湿度、天候、日照等)に配慮した品質管理計画に基づき施工していることが確認できる。

理由: \_\_\_\_\_

理由: \_\_\_\_\_

理由: \_\_\_\_\_

理由: \_\_\_\_\_

注 記載の5項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。

●判断基準

該当項目数が6以上…………… A

該当項目数が5以上…………… a

該当項目数が4以上…………… B

該当項目数が3以上…………… b

該当項目数が2以下…………… c

5項目の共通項目を設定  
任意に3項目設定  
最大8項目に改善

該当項目数により5段階  
評価ができるように改善

## 22. 工事種別の評定結果

### H19年度

工事種別	件数	請負額 平均 (千円)	落札率 平均 (%)	工事成績評定点		
				平均	最高	最低
全体	1,869	30,514	93.01	75.09	87	50
一般土木工事	1,080	33,028	93.46	74.65	87	50
舗装工事	242	22,568	93.97	76.08	83	65
鋼橋上部工事	14	106,327	86.41	77.64	82	72
プレストレストコンクリート工事	12	80,043	82.78	78.50	81	73
法面処理工事	159	23,717	92.31	75.92	84	65
維持修繕工事	52	9,378	94.23	73.56	80	68
港湾工事	40	69,595	94.02	78.48	85	70
機械設備	24	22,682	86.61	75.63	80	70
造園工事	5	12,972	82.60	74.00	80	67
塗装工事	27	14,002	92.79	75.22	79	70
さく井工事	42	18,217	93.39	74.93	82	64
一般建築工事	63	42,262	90.49	75.03	82	63
管工事	40	16,752	90.14	74.98	81	65
電気工事	48	16,612	92.94	75.06	81	68
通信設備工事	7	15,176	93.01	72.43	80	66
その他工事	14	29,911	91.80	74.36	80	63

### H20年度

工事種別	件数	請負額 平均 (千円)	落札率 平均 (%)	工事成績評定点		
				平均	最高	最低
全体	1,656	41,018	91.48	75.89	90	64
一般土木工事	902	51,549	91.98	75.73	85	65
舗装工事	218	21,153	93.03	76.32	84	68
鋼橋上部工事	9	106,752	87.51	78.89	83	72
プレストレストコンクリート工事	18	76,543	86.17	78.50	85	66
法面処理工事	141	20,142	86.01	76.03	82	69
維持修繕工事	53	11,422	92.24	74.98	81	65
港湾工事	29	63,414	93.34	77.79	82	73
機械設備	31	34,418	89.02	76.29	81	70
造園工事	6	16,696	84.07	75.50	78	71
塗装工事	35	20,428	93.45	76.14	82	71
さく井工事	43	12,193	93.37	74.79	80	70
一般建築工事	61	60,154	91.19	76.03	85	64
管工事	40	23,808	90.14	75.71	82	68
電気工事	46	30,960	90.76	76.31	90	70
通信設備工事	7	30,625	95.39	76.43	81	73
その他工事	17	8,927	94.09	74.12	78	69

## 23. H20工事成績の分布状況(全体)

工事成績	件数
64	1
65	9
66	9
67	13
68	12
69	26
70	36
71	72
72	83
73	129
74	143
75	188
76	196
77	195
78	165
79	136
80	85
81	78
82	52
83	14
84	6
85	7
86	0
87	0
88	0
89	0
90	1

1656

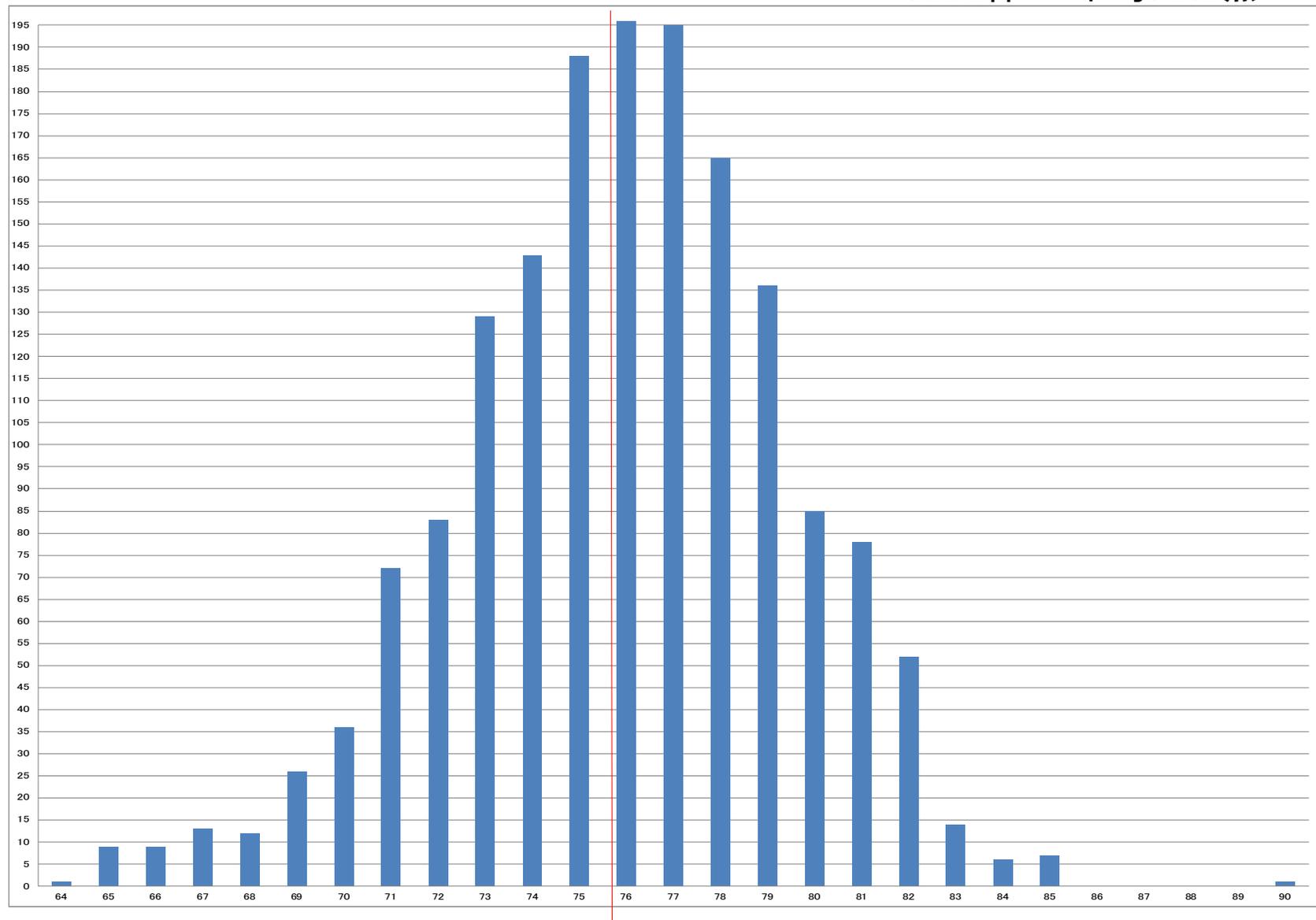
標準偏差

$\sigma=3.53$

グラフの横軸は工事成績、縦軸は件数を示す

1656件

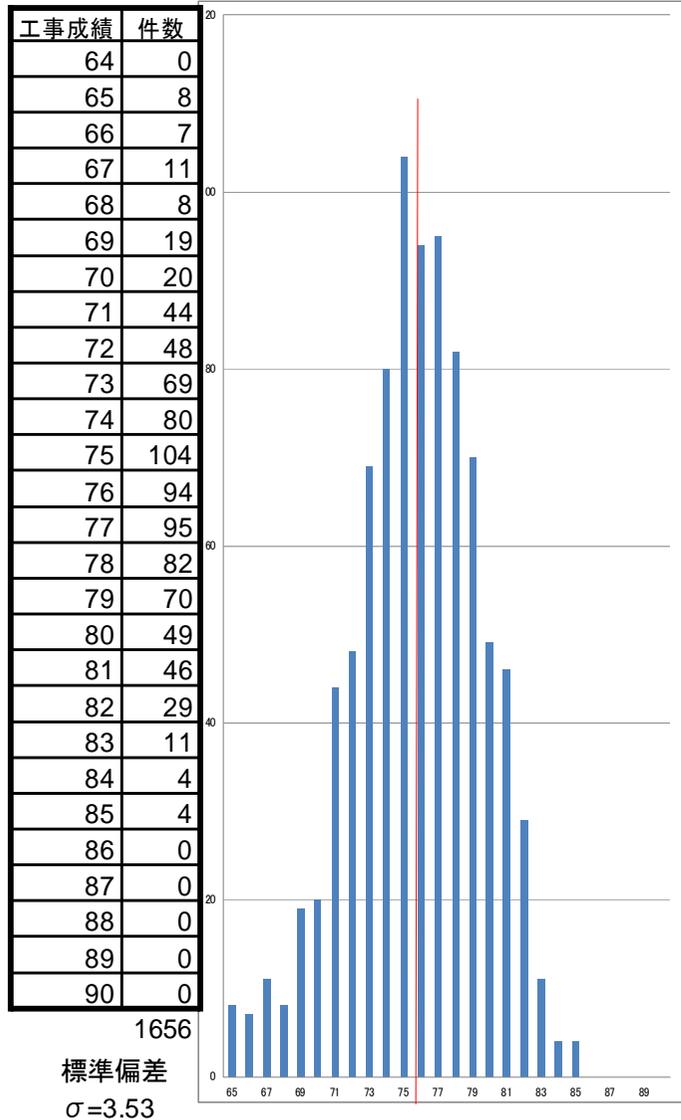
平均75.9点



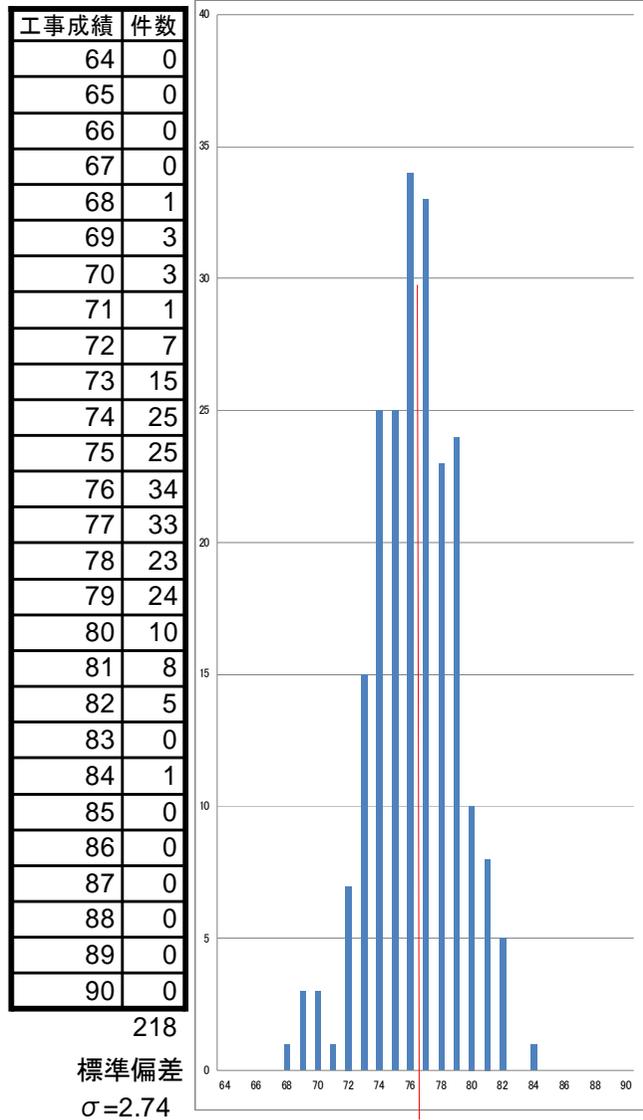
## 24. H20工事成績の分布状況(一般土木・舗装・法面処理)

グラフの横軸は工事成績、縦軸は件数を示す

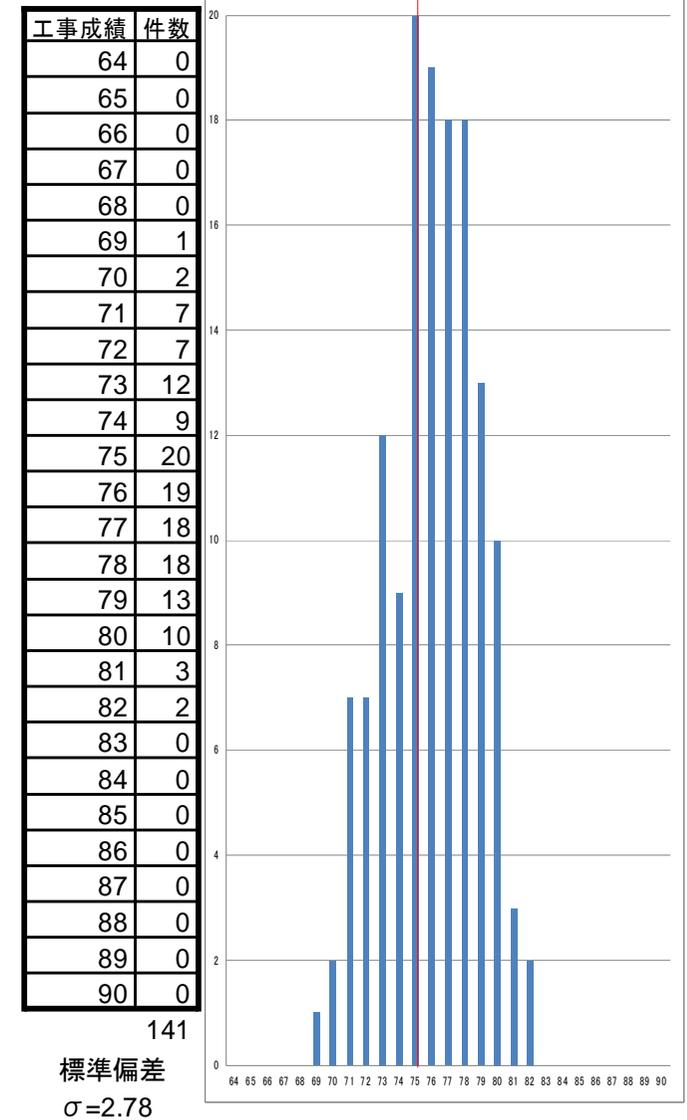
一般土木  
902件 平均75.7点



舗装  
218件 平均75.7点



法面処理  
141件 平均76.0点



## 25. H20完成工事成績(工事種別項目別評定点率)

評価項目	細別	評定点率	細目別得点	細目別配点
1. 施行体制	施行体制一般	97%	2.33点	2.40点
	配置技術者	87%	2.49点	2.85点
2. 施行状況	施行管理	88%	11.44点	13.00点
	工程管理	81%	6.94点	8.55点
	安全対策	77%	7.62点	9.85点
	対外関係	89%	2.27点	2.55点
3. 出来形及び 出来映え	出来形	77%	12.05点	15.65点
	品質	68%	12.40点	18.15点
	出来映え	84%	8.98点	10.70点
4. 高度技術	高度技術力	42%	2.09点	4.95点
5. 創意工夫	創意工夫	49%	2.41点	4.95点
6. 社会性	地域への貢献等	76%	4.86点	6.40点
工事評定点			75.90点	100.00点

### 【全体】

